

遊休農地対策事業

【事業内容】

・耕地の有効活用を促進し、農業経営の安定を図るために、遊休農地(水田・畑・桑園)の抜根整地に要する経費の一部を助成する。

【補助対象者】

・遊休農地を再生し、再生後耕作することが確実な市内農業者及び農業者が組織する生産者団体。

【補助額】

・10aあたり40,000円以内

【その他】

・遊休農地については、本宮市農業委員会の調査において、遊休農地として判定された農地。(もしくは、これに準ずると見込まれる農地)

【お問い合わせ】

・本宮市産業部農政課農政係 TEL:0243-24-5385